

茂原市民間提案制度
【令和6年度募集要項】

令和6年10月



目次

1. 趣旨	2
2. 制度の概要	2
3. 事業の概要	2
4. 事業のスケジュール	4
5. 募集する提案	4
6. 提案方法	5
7. 提案内容等	7
8. 審査及び交渉権者の選定	7
9. 審査結果の通知	8
10. 協定締結・詳細協議	8
11. 契約締結・事業実施	8
12. 事務局（問合せ先）	9

1. 趣旨

本要項は、茂原市民間提案制度（以下「本制度」という。）を実施するに当たり、基本的な事項を定めた茂原市民間提案制度運用指針（以下「指針」という。）に基づき、必要な事項を定めるものです。

2. 制度の概要

本制度は、本市が所有する財産や提供する公共サービスに対し、民間事業者のもつ経営的かつ戦略的視点で既存の公共サービスを見直し、アイデアやノウハウを生かした新たな価値を生み出す提案を求め、民間事業者との対話と協議を行ったのちに、事業化を図るものです。

本市と民間事業者のそれぞれの方向性が一致し、目標が共有され、オープンイノベーションによる新たな価値が創造されることで、公共サービスの向上につながる事が重要となります。

また、提案にあたっては、原則、新たな市の財政負担が生じないことが前提となります。

民間事業者からご提案いただいた内容は知的財産として、その情報及び内容を保護するとともに、本市との協議ののち、事業化が決定された場合には、提案事業者との随意契約を前提として取り扱います。

ただし、事業化が決定した場合であっても、予算、議会の議決又は承認が必要なものについては、可決又は承認が得られない場合、事業は実施されませんのでご注意ください。

3. 事業の概要

本制度の流れは、(1) 募集要項の公表、(2) 事前面談及び現地見学会の実施、(3) 提案書類の受付、(4) 審査及び交渉権者の選定、(5) 審査結果の通知、(6) 協定締結・詳細協議、(7) 契約締結・事業実施で構成されます。

(1) 募集要項の公表

本市が提案を求める対象施設やテーマ、募集期間などその他必要な事項を定めた募集要項は、本市ウェブサイトで公表します。質問がある場合は、募集要項等に関する質問書(様式第5号)を電子メールにて提出してください。

(2) 事前面談及び現地見学会の実施

提案書類作成のための事前面談を受け付けます。本制度は本市と民間事業者が対話を通じて相互理解を深め、目標が共有されることが重要になりますので、提案前に必ず事前面談を行うようにしてください。提案内容の検討に当たり、現地見学を希望する場合はご連絡ください。

(3)提案書類の受付

事前面談の内容を踏まえ、提出された提案書類の受付を行います。

(4)審査及び交渉権者の選定

①資格審査

提出書類に基づき、民間事業者の資格要件等を確認し、参加資格の審査を行います。

②提案審査

参加資格を満たした民間事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、提案審査会において提案内容を審査します。

提案内容の審査及び採否の検討を行い、公共施設マネジメントや公共サービスの向上に繋がると期待できる提案を協議対象提案とし、提案した民間事業者を交渉権者として選定します。

(5)審査結果の通知

提案を行った民間事業者には、結果を文書で通知するとともに市ウェブサイト公表します。なお、審査に対する異議の申し立ては受け付けません。

(6)協定締結・詳細協議

本市と交渉権者は、提案事業の事業化に向けた条件等について詳細な協議を行うとともに、双方の義務等を定めた協定を締結します。

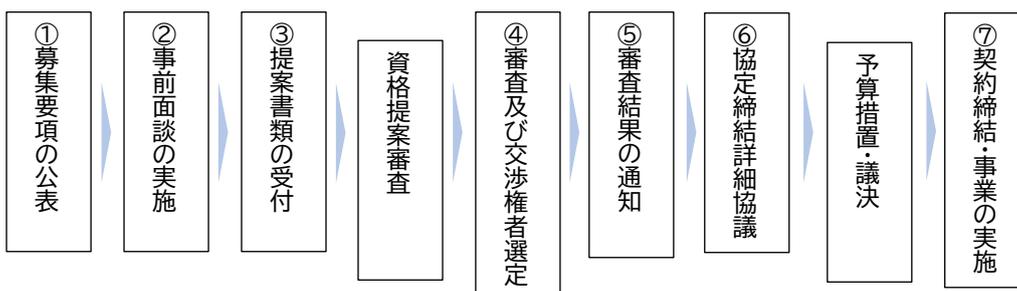
(7)契約締結・事業実施

協定に基づく詳細協議の結果、協議が合意に至った場合は、本市と随意契約を締結します。

ただし、本市議会の議決が必要な事業については、市議会の議決後、予算措置が必要な事業については、予算措置後に契約を締結します。

契約締結後、交渉権者は契約者となり、契約内容に基づき、事業者として提案事業を実施します。

《事業の流れ》



4. 事業のスケジュール

募集要項の公表から事業の実施は、次の日程で行います。各項目の期間をご確認の上、手続きを行ってください。

No.	項目	期日等
1	募集要項の公表	令和6年10月4日(金)
2	事前面談、現地見学、質問書の受付	令和6年10月4日(金)～10月31日(木)
3	事前面談、現地見学の実施、質問書の回答	令和6年11月8日(金)～11月29日(金)
4	提案書類の受付	令和6年12月13日(金)～12月27日(金)
5	資格審査	令和7年1月中旬頃
6	提案審査(プレゼンテーション等)	令和7年1月下旬～2月上旬頃
7	提案審査の結果通知・公表	令和7年2月下旬頃
8	協定締結	審査結果の通知後
9	契約締結	詳細協議の完了・双方の合意後
10	事業実施	契約の締結後

5. 募集する提案

令和6年度に募集する提案については、次のとおりです。

(1) 課題設定型

① 公共施設の有効活用に関する提案

No.	募集対象提案
1	旧ひめはるの里の利活用に関する提案
2	旧二宮小学校の利活用に関する提案
3	旧国府関住宅の利活用に関する提案

② ネーミングライツに関する提案

公共施設のネーミングライツ(命名権)に関する提案を募ります。ただし、対象外となる施設もあります。

③ ESCO 事業に関する提案

省エネルギー効果が見込まれる公共施設等の設備投資等に関する提案を募ります。

(2) 自由提案型

提案対象を限定せず、民間事業者からの自由なアイデアや知見を踏まえた提案を幅広く募ります。

6. 提案方法

(1) 提出書類

提案をされる民間事業者は、次の書類を提出してください。

名称	備考	様式	部数
提案書	追加資料も提出可	様式第1号	1部
構成員一覧表	複数事業者が共同で提案する場合、役割や分担を明記してください。	様式第2号	1部
誓約書	-	様式第3号	1部
事前面談及び現地見学申込書	-	様式第4号	1部
印鑑証明書	交付から3か月以内のもの	共同事業者として応募する場合、構成員分提出必要	1部
履歴事項全部証明書	交付から3か月以内のもの		1部
国税、地方税の滞納がないことを証する証明書	直近のもので国税、県税、市町村税に関するもの		1部
決算書類	直近1年間の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、個別注記表）		1部

※必要に応じて、追加資料の提出を求める場合もあります。

(2) 提出方法

書類の提出については、受付期間内に事務局へ直接持参又は郵送により提出してください。なお、郵送の場合は令和6年12月27日（金）までの消印があるものを有効とします。

(3) 提出期間

令和6年12月13日（金）～12月27日（金）

(4) 事前面談及び現地見学会

① 事前面談（必須）

提案を検討している民間事業者は、募集要項を確認の上、本市と必ず事前面談を行ってください。

② 現地見学会

現地見学を希望する民間事業者は、申込書を提出してください。

(5) 民間事業者の参加資格要件

提案に参加する民間事業者は、提案内容を実行できる意思と能力（資力・ノウハウ等）を有する法人（営利法人・非営利法人等）又は個人事業主とします。

民間事業者の構成は、単独又は共同事業者（複数の民間事業者の共同体）とし、共同

事業者として応募する場合は、参加表明時に代表事業者を定めるとともに、構成する事業者のそれぞれの役割や分担を明示してください。

また、民間事業者は、本市との協議、調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であることとします。

民間事業者は、次の要件の全てを満たす必要があります。なお、共同事業者による応募については、代表事業者を含めた全ての構成員が満たす必要があります。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ②茂原市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていないこと。
- ④民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- ⑤破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てをしていないこと。
- ⑥電子交換所による取引停止処分を受けている者でないこと。又は提案書類提出の日から6か月以内に手形又は小切手の不渡り事故を出していないこと。
- ⑦電子債権記録機関による取引停止処分を受けている者でないこと。又は提案書類提出の日から6か月以内に支払不能を出していないこと。
- ⑧法人税、消費税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- ⑨民間事業者又はその役員が、茂原市暴力団排除条例（平成24年茂原市条例第1号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと、並びに暴力団経営支配法人でないこと。また、民間事業者又はその役員が暴力団、暴力団員又は暴力団員等並びに暴力団経営支配法人等と密接な関係を有しないこと。
- ⑩民間事業者又はその役員が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に規定する観察処分の対象となっている団体、その団体の役職員又は構成員でないこと。また、民間事業者又はその役職員が、当該団体、その団体の役職員又は構成員と密接な関係を有しないこと。
- ⑪民間事業者又はその役員が、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する破壊的団体、その団体の役職員又は構成員でないこと。また、民間事業者又はその役職員が、当該団体、その団体の役職員又は構成員と密接な関係を有しないこと。
- ⑫政治活動又は宗教活動を主たる目的としている者でないこと。

(6)留意事項

- ①提案に関する書類の作成及び提出に係る費用は、全て民間事業者の負担とします。

- ②提出書類の著作権は、民間事業者に帰属しますが、提出書類は、原則返却しません。
- ③提出書類については、資格審査及び提案審査以外の目的で使用せず、事前に民間事業者の書面による承諾を得ることなく、他のいかなる目的にも使用しません。
- ④提案に当たり、民間事業者は、関係法令を遵守し、提案に含まれる第三者の知的財産侵害を理由とする紛争が生じた場合、民間事業者は、自己の費用と責任でこれを解決し、市に生じた一切の損害を賠償するものとします。
- ⑤提案書類に虚偽の記載があった場合、又は審査の公平性に影響を与える行為が認められた場合には、失格とします。

7. 提案内容等

(1)提案内容

提案内容は、公共サービスの向上や地域経済の活性化、本市の財政負担の軽減など持続可能な自治体経営に資するものとし、次のいずれかの要件に該当するものとします。

なお、設定しているテーマ以外で、民間事業者が本市の社会課題・地域課題と考えるテーマの解決につながる提案も受付可能ですので、提案を検討している事業がある場合は、積極的に本市に事前相談をお願いします。

- ①本市が保有する公共施設及び未利用施設（土地も含む。）の利活用に関する提案
- ②公共施設マネジメントの推進に関する提案
- ③市の新たな財政負担又は維持管理費の増加が生じない提案。ただし、提案事業を実施することにより、本市に大きな財政効果や施策の推進が見込まれる事業については、財政支出を妨げるものではありません。

(2)対象外となる提案

本制度は、民間事業者のもつ経営的かつ戦略的視点による提案を求めるものであるため、次のいずれかに該当する提案は、対象外となります。

- ①単に施設（事業）の廃止や未利用施設（土地も含む。）の購入のみを目的とする提案
- ②現行の委託事業を単に価格のみの優位性をもって受託しようとする提案
- ③民間事業者が実施することが適当でない事業（公的機関が実施することが法令等により義務付けられている事業等）を含む提案

8. 審査及び交渉権者の選定

(1)資格審査

民間事業者が「6. (5)民間事業者の参加資格要件」を満たしているか審査を行います。審査の結果、要件等を満たしている提案を有効な提案と判断し、資格審査の結果及び提案審査の日程等を文書又は電子メールにて通知します。

(2)提案審査

有効と判断された提案の内容について、本市が設置する提案審査会が、民間事業者のプレゼンテーション及びヒアリングにより、総合的に審査を行い、持続可能な自治体経営に資する実現性の高い提案を協議対象提案として選定し、協議対象提案を行った民間事業者を交渉権者とします。

協議対象提案としての選定は、市と事業化に向けた詳細協議を行うことを決定するものであり、事業を行うことを決定するものではありません。

提案審査会は、個別に非公開で行います。

9. 審査結果の通知

提案審査の結果は、文書又は電子メールで通知し、本市ウェブサイトで公表します。

採用となった提案は、「提案名、提案者名、事業概要」、不採用となった提案は、「提案名」のみ公表します。

審査結果に対する問い合わせ及び異議等については、一切応じません。

10. 協定締結・詳細協議

(1)協定の締結

本市と交渉権者は、提案事業の実施に向けた協議を進めるに当たり、双方の義務等を定めた協定を締結します。

協定の期間は、原則1年以内とし、本市と交渉権者が協議により合意した場合は、期間の延長ができるものとします。

(2)詳細協議

本市と交渉権者は、協定の締結後、事業実施のための諸条件等、提案の事業化に向けた詳細協議を行います。

(3)留意事項

①詳細協議に係る費用は、交渉権者の負担とします。

②詳細協議の結果、双方が合意に至らなかった場合は、協定を解除し、交渉権者が協議に要した費用やリスク等について、本市は責任を負いません。

③事業概要や協議の結果は、必要に応じて市議会等へ報告をする場合がありますが、交渉権者独自の知的財産等とみなされる情報については、公表しません。

11. 契約締結・事業実施

(1)契約の締結

本市と交渉権者は、詳細協議により双方が合意した場合、交渉権者を相手方とする提

案事業の実施に係る随意契約を締結します。

(2)契約締結の時期

本市と交渉権者は、概ね次に定める時期に随意契約を締結します。

①市議会の議決が必要な場合

議会の議決後、速やかに締結します。

②予算措置が必要な場合

予算措置後、速やかに締結します。

③ ①又は②に該当しない場合

詳細協議による双方合意後、速やかに締結します。

(3)事業実施

契約の締結後、交渉権者は、信義に従って誠実に提案事業の遂行に努めるものとします。

1 2. 事務局（問合せ先）

〒297-8511 茂原市道表1番地

茂原市総務部管財課公有財産管理室

TEL：0475-20-1520 FAX：0475-20-1602

MAIL：kouyuzaisan@city.mobara.chiba.jp